

補助事業評価シート

番号	31	章	施策22	防災都市づくり
----	----	---	------	---------

補助事業名	各種団体への事業助成 (防犯協会 4協会)	所管部課	区長室危機管理課	事業開始年度	昭和 39 年度
根拠法令(要綱)等	新宿区補助金等交付規則				
19年度決算額 補助率	900,000 円 1/2 (1防犯協会あたり22万5千円)	補助対象団体(者)	区内4防犯協会		
補助することで達成しようとしている区の目的	区の政策目標である、安全・安心なまちづくりを実現します。				
団体(者)に対する直接の助成目的	防犯協会が行う、地域住民との協働による地域安全活動を支援します。				
補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 平成19年度防犯協会補助金交付申請書 平成18年度防犯協会補助実績書 平成19年度防犯協会補助計画書 防犯協会総会資料 防犯協会会則 防犯協会役員名簿	補助金の清算/実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 左記記載のとおり		
	審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等) 防犯協会が実施した前年度の実績内容の報告を確認・審査後、次年度分の補助申請書(歳入歳出予算書、事務事業計画書)を審査し、補助決定通知を行います。		審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等) 補助金が目的に沿って適正に執行されているかを、歳入歳出決算書により危機管理課が審査する。また、事業内容が申請内容のとおり実施され、区の目的とする成果を上げているかを確認します。		
今後の課題	住民・事業者などの方々「犯罪を抑止する地域防犯力の向上が必要不可欠であることを、いかに効率よく効果的に啓発していくか」、また「自分達の街は自分達で守るという意識に基づく自主防犯活動を、いかにして継続実施していただくか」が課題です。				
補助金の評価	<p>総合評価(A・B・C・D)とその理由</p> <p>総合評価はBとします。 その理由は防犯知識・意識などの高揚のため区内4防犯協会合同によるイベントや各防犯協会ごとに各種の催しものや啓発物品を配付するなど、犯罪抑止には必要不可欠である地域防犯力の向上に努めているからです。</p> <p>区と補助対象者との役割分担</p> <p>この補助金において、区は4防犯協会が行う防犯活動事業費を担い、4防犯協会は地域の巡回パトロール等の安全・安心まちづくりのための地域防犯活動を支援し、地域住民の防犯に対する意識の啓発・高揚を担います。</p> <p>目標の設定</p> <p>新宿区に住む人にとっても、また、働きに来る人や学ぶに来る人など訪れる人にとっても、安全で安心して過ごせるまちづくりを目指します。</p> <p>代替手段・効率性</p> <p>防犯協会が行っている地域防犯力の向上のため地域住民と協働で行っているパトロール等が、有効的で効率的です。</p> <p>目標の達成状況</p> <p>区内の全刑法犯の発生件数は、「H18年は11,487件、H19年は11,153件(警視庁HPより)」と減少していることから目標を達成しています。</p>				
今後の改革方針	20年度には要綱制定を行い補助対象事業(防犯知識の普及・啓発等に関する事業や青少年の健全育成を図るために行うスポーツ活動及び非行防止活動に関する事業)などを明確にし、補助金の適正な運用を図るとともに、区内の安全・安心まちづくりを効果的・効率的に推進します。補助を継続します。				